

民間資金等活用事業推進委員会
第29回総合部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

○宮本部会長 ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第 29 回総合部会」を開催いたします。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、20 名のうち、現時点で 12 名の委員に御出席いただいております。あと 3 名、委員御出席の予定でございます。現時点で定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことをまず御報告申し上げます。

また、前回の総合部会から引き続き、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第四条及び第六条に基づき、民間事業者等関係省庁の実務担当者の方々に御参加いただくこといたしました。事務局から御紹介をお願いいたします。

○事務局 本日出席していただいております実務担当者の方を紹介させていただきます。

名執雅子法務省矯正局矯正調査官でございます。

吉田弘国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長でございます。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、1 つ目の議事の「部会長代理の指名」についてでございます。

民間資金等活用事業推進委員会令第四条第四項によりますと、「部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされておりますので、部会長代理は私の方から指名させていただきます。

本部会の部会長代理は、小林委員にお願いしたいと思います。小林委員よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、次の議題に移らせていただきます。

P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）につきましては、第 19 回 P F I 推進委員会で中間的な取りまとめを行った上で、パブリックコメントや全国 5 都市での説明会を実施して、広く意見を募ることといたしておりました。そして、第 20 回 P F I 推進委員会において、パブリックコメント等の結果をもとに総合部会で検討を進めることとされたところでございます。

それでは、早速、議論に入りたいと思います。

まずは、事務局より資料の確認、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○事務局 それでは、資料の確認、説明をさせていただきます。

まず、クリップで止めてある資料として、右肩に資料番号がございます。右肩、資料 1 から 2、3、4、5 と資料番号が付いております。それから、参考資料も同様に、参考資料 1、2、3、4、5 と参考資料が付いております。

なお、参考資料 2 をご覧いただきますと、前回の総合部会等で出席を求める方々、今回も同様にこの 6 名の方に御出席をお願いいたしましたけれども、御都合により御出席できない方もおられることを付け加えさせていただきます。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。

まず、資料5をご覧くださいと存じます。

資料5、従来の審議状況、経緯についてでございます。

去年の21年4月3日、18回のPFI推進委員会におきまして、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」が取りまとめられまして、その基本的考え方の中では、（注）にありますよう、「今後も本委員会で十分な議論を経た上で、条項例、さらにはPFI標準契約を作成していくことを想定している。」という記述がございます。4月3日におきましては、契約の標準化に向けて、総合部会で議論することで合意されたわけでございます。

5月28日以降、総合部会が開催されまして、5月28日では、まず、進め方について御議論いただき、7月7日から10月15日まで5回にわたりまして、標準契約の内容について御議論を賜ったところでございます。

標題につきましては、当初は「条項例（案）」でございましたが、それが「標準契約（案）」となり、現在では「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」というところでございます。

11月から12月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、また、12月に全国5都市で説明会を開催いたしました。

2月9日のさきのPFI推進委員会におきまして、PFI標準契約1を総合部会で検討を進めることが決定されまして、本日の総合部会に至ったというところでございます。

次に、パブコメと説明会でどのような意見があったかにつきまして、御紹介をさせていただきますと存じます。

まず、参考資料4をご覧くださいと存じます。

右肩参考資料4でございます。中身の字が小さく恐縮ですが、まず、1枚目をご覧くださいと、11月から12月にかけて、公開意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施したわけでした、意見募集期間は、昨年11月17日から12月25日まででございます。

20人、20団体、355件の御意見がございました。

中では、全体に対する意見もございますが、個別条項に対する御意見、これが297件とかなり多いというような状況でございます。

かいつまんだ代表的なところだけ中身をご覧くださいと、まず、1ページ、おめくりいただきますと、各項目について左側に番号が1番から、このページですと11番まで付いておりまして、右下にページ番号が打ってございます。

まず、全般に関する意見が1枚めくっていただきまして、次のページ、32番までございます。

32番までのあと、33番以降が各条文についての意見でして、3/21の、例えば40番をご覧くださいと、40番のところ一条九項という条文があるわけですが、訴訟に関する専属的合意管轄裁判所が規定されているが、六十八条に規定する調停手続との関係に

ついてどうあるべきか、どう理解すべきかという御意見もいただいております。

それから、次のページをご覧くださいますと、各条の御意見が並んでいるわけですが、例えば、ここの左の番号でいきますと、53 番以降が六条の契約の保証の関係の御意見でございます。

ここでもさまざまな意見がございますが、次のページの 59 番と 60 番をご覧くださいますと、59 番、60 番は同じような御意見でございますが、質権の設定が必要な場合には、選定事業者は被保険者として建設工事企業等が履行保証保険を付保した場合、これが注書きの事例でございますが、本文の選定事業者が公共を被保険者として履行保証保険を付保した場合には質権設定は不要ではないかという御意見もございました。

それから、このページを下までご覧くださいますと、72 番、73 番というところでは、総合部会で御議論を賜った許認可の関係でございます。許認可の関係で、72 番をご覧くださいますと、例えば管理者の立場、選定事業者の立場から同じ考えを規定したものであるならば、公平性を担保するためには、同じ表現であるべきではないかというような御意見もございました。

それから、次のページをご覧くださいますと、左側の番号でいきますと、85 番以降が十二条の条件変更のところまで、ここで、例えば 89 番をご覧くださいますと、その中で「必要があると認めるときは」という表現は、「必要があると認められるときは」と、よりこれは客観性がある表現になると思われましても、そういうふうに変更していただきたいという御意見もございました。

それから、ちょっと飛ばしていただきまして、9/21 の 144 番以降が工事の中止の関係の規定でございます。工事の中止の関係、144 番以降でございますが、例えば 150 番のところをご覧くださいますと、金融費用等の間接損害費用を含むことを明示すべきというのは、一番下の行、150 番ですが、そういうふうな御意見もございます。

それから、一枚めくっていただきまして、12/21 ページのところでございますが、196 番、197 番あたりを見ていただきますと、同じ趣旨の御意見でございますけれども、所有権がいつ P F I 施設について選定事業者から管理者に移転するか明示していただきたいという御意見がございました。

また、204 番以降は瑕疵担保の期間の規定でございますが、例えば 204 番で、期間が定められていないが、根拠法令に即して具体的に記述すべきであるというような意見も出されているところでございます。

それから、番号でいきますと、次のページで 225 番以降が四十二条ということで、第三者の責に記すべき事由による P F I 施設の損害でして、ここに 10 件ありまして、その他各条項にそれぞれ万遍なく意見をいただいているような状況でございます。

ちょっと飛ばしていただきまして、何枚かめくっていただきまして、332 番までいただければと存じます。332 番までのところが実は各条項の意見でして、333 番以降は、条文が特定されていないその他の意見という状況でございました。

参考資料4については以上でございますが、続きまして、参考資料5をご覧くださいければと存じます。参考資料5の方は、説明会における御提言、御意見でございます。

参考資料5におきましては、ここにありますように、東京会場から大阪、名古屋、福岡、仙台の5会場で説明をさせていただき、その場で挙手していただいて、意見として述べていただいたものが25件ございました。25件とそれほど多くありませんので、次のページに全体像が出ておりますが、主なものだけ見ていただきますと、左の番号で3番のところでは、所有権については課税にも関わるので明確にしてほしいという御意見がございました。

また、10番のところを見ていただきますと、先ほどのパブコメの方にもございましたが、「管理者等は必要があると認められるとき」という主観的な判断になっているが、公共工事の約款では「必要があると認められるとき」という客観的な判断であるという御意見。

それから、20番のところをご覧くださいますと、ここは標準契約自体とは関係性は薄くなってまいります。PFIと業法との関係について整理してもらいたいという御意見。

それから、22番については、指名停止措置の緩和について、緩和をしてほしいという御意見。そのような意見、全体、出されているところでございます。

こういうふうなパブコメ、そして説明会での御意見を踏まえまして、資料についても若干の修正をさせていただいております。

そこで、資料1と資料2を併せてご覧くださいければと存じます。

資料1について、資料2が項目について示させていただいているわけですが、資料2の方で申しますと、1から8番について御説明させていただければと存じます。

なお、下線の部分が11月の資料から修正された部分でございます。

まず、4ページと5ページをご覧くださいければと存じます。何回も御議論いただいたので、非常に細部に入るもので大変恐縮ですが、まず、4ページと5ページの契約の保証のところをご覧くださいければと存じます。

契約の保証について、実は六条の本文では、選定事業者が契約を締結する場合、そして、5ページにある（注）の方では、建設事業者が契約を締結するというものが書いてございます。（注）の建設事業者が契約を締結する場合には、保険を受け取るのは選定事業者となってまいります。したがって、管理者には保険金の請求権がないということで、そこで、五項で質権を設定するという規定を置いているわけでございます。

一方、従来、六条の本文に五項と同じような規定がありましたが、六条本文の場合には、実は管理者が保険を受け取るということであるため、質権を管理者のために設定するという規定は設ける必要がないわけでございます。したがって、六条の五項は削除させていただいているということでございます。

それから、6ページ、ご覧くださいければと存じます。

6ページ、許認可等の手続の話、九条がございまして、6ページの九条におきましては、

選定事業者は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならないということで、従来、去年の 11 月の条文では、選定事業者が許認可の取得を行う場合と並べて、管理者等が許認可の取得を行う場合、これを規定しておりました。

ただ、管理者が許認可の取得を行う場合というのは、念のため書いたものということのようでございまして、いろいろなところで聞いてみたんですが、現実には管理者が許認可を取得を行うということは、ないか、極めて稀なようでございますので、そこで注意書きで、かつ、管理者と選定事業者の権限は不釣り合いだという御意見もあり、九条の（注）のところでは、管理者等が許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない場合においては、当該許認可等の内容に応じて適切な規定を設けるということで、管理者が許認可を取得する場合は、本文から削除した上で、（注）のような記述とさせていただきます。

それから、次の右の条件変更のところでございます。条件変更等の十二条でございますが、十二条は、選定事業者は、事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに管理者等に通知しなければならないということで、二項のところ、「管理者等は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは」と修正しております。実は前回 11 月の表現ですと、「管理者等が必要があると認めるときは」ということだったわけですが、実は、公共工事の標準約款の方ですと、「必要があると認めるときは」という表現と「必要があると認められるときは」という表現を、ある程度条文に応じて書き分けるような条項になっておりましたので、その公共工事の標準約款の例に倣いまして、客観性がより必要と認められる条項についてはこういうふうな整理をさせていただいているところでございます。

それから、続きまして、十三条、業務要求水準書の変更でございます。

ここで、次のページを見ていただきますと、業務要求水準書の変更の協議のところ第三項を見ていただきますと、協議が整わない場合でございます。協議が整わない場合において、三項で 2 行目あたりで、「管理者等は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、選定事業者に通知することができる。」という規定でして、（注 4）のところでございますが、（注 3）により協議を行ってもなお第三項の協議が整わない場合において、管理者等が定めた対応では選定事業の実施が困難となる等と選定事業者が判断する場合には、紛争解決の手続に移行する。なお、六十八条五項の規定は、両当事者の合意を前提とするものであり、第一条第九項の専属的管轄裁判所に訴訟の提起等を行うことを妨げるものではない。

実は、前回 11 月の案では、協議が整わない場合において、管理者が定めるのは「暫定的な対応」という表現があったところでございます。ただ、「暫定的な対応」というのは趣旨が不明確であるという御意見もあり、表現を修正し、紛争解決の手続に移行するというを書かせていただいた上で、調停と訴訟との関係が不明確であるという御指摘もあ

りまして、実は調停は、両当事者の合意に基づくもので、当然訴訟の提起は妨げられないということになるかと思われまますので、それを（注4）で明確化いたしますとともに、もう一つ関連する規定がございまして、飛んで恐縮ですけれども、37 ページをご覧いただければと存じます。

37 ページの六十八条という条文が関係してございます。関係者協議会の協議が整わなかったとき、これが第五項に規定してあるわけでございますが、従来、関係者協議会の協議が整わなかったときには、調停人の調停に紛争の解決を図ると。「ことができる」ではなくて、「図る」と書いてありました。ただ、「図る」とした上で、（注）で義務付けない形とすることもできるとしていたところですが、ただ、調停の場合には、両当事者の合意が前提ですし、先ほど（注）にも書かせていただいたように、訴訟の提起は妨げられないという整理を行うとすれば、表現としては、それに平仄を合わせる形で「紛争の解決を図ることができる」という方がより明確ではないかということでございます。従来のように、紛争の解決を図るというものにつきましては、38 ページの（注2）の形で、「中立的で利害関係のない適切な調停人を選定することができる場合」には、「図る」とする形とすることも考えられるという（注）を付けさせていただいているところでございます。

それから、15 ページに戻っていただければと存じます。15 ページ、第二十四条、設計着手予定日又は工事着手予定日の変更の条文でございます。

実は、従来、設計着手予定日と工事着手予定日は書き分けておりまして、選定事業者は、設計着手予定日については変更請求できる。更に、工事着手予定日については、変更を通知しなければならないとしていたわけでございます。設計着手の予定日とか工事着手の予定日というのは、規定自体は解除権、すなわち、こういうふうな期限、予定日が来ても何も選定事業者がアクションを起こさない場合に備えて、必要ではありますが、ただし、こういう設計とか工事の着手予定日は、かなり選定事業者に弾力的に決めていただくというのがPFIの趣旨でもありますので、そういうふうな趣旨がより明確になるように、個々の設計着手予定日や工事着手予定日につきましては、変更を請求できるということで表現を統一させていただいたところでございます。

それから、19 ページをご覧いただければと存じます。19 ページは、PFI施設の引渡しの関係でございます。

従来は、三十三条の一項で、選定事業者は、完工確認書の交付を受けた上で、引渡予定日にPFI施設を管理者等に引き渡すものとするという条文であったわけでございます。ただ、庁舎とか宿舍に関しまして申しますと、公共が所有権を保有していれば、固定資産税や都市計画税等が非課税になるということが現行制度でありますので、そこが紛れもないようにするという意味から、この二項を付け加えまして、管理者等は、前項の引渡しにより、PFI施設の所有権を取得するという規定を追加させていただいたところでございます。

それから、20 ページをご覧くださいと存じます。20 ページ、瑕疵担保、三十五条でございます。

三十五条では瑕疵担保が規定されておるわけですが、二項をご覧くださいますと、「前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第三十三条の規定による引渡しを受けた日から〇年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が選定事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は〇年とする。」ということで、実は前は〇だけ書いて、中身は書いていないという状況だったわけですが、そこは不明確ではないかという御意見もございましたので、次の 21 ページの（注 3）に書かせていただきましたように、二項の〇の部分には、P F I 施設の内容等に応じ、本文の〇の部分、これは二項の 2 行目ですけれども、2 行目には、例えば 2 と記入し、ただし書、これは 4 行目の部分ですが、ただし書の〇の部分には、例えば 10 と記入するというので、公共工事の標準約款の例にならって（注）を追加させていただいたものでございます。

それから、36 ページ、ご覧くださいと存じます。36 ページ、これは、選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定の条文でございます。

全体につきまして、これは増加費用とか損害の負担の規定につきまして、金融費用が損害に含まれることを明記すべきではないかという意見がございました。金融費用というのは、当然、選定事業者が金融機関に対して支払うものでして、その部分につきましては、当然、管理者と選定事業者の情報共有が図られ、損害が生じたときの紛争を防止する観点からは、情報共有が最も重要になりますので、ここに（注）を追加させていただいて、この（注）ですが、管理者等は、選定事業者が当該選定事業者に融資した金融機関等に支払うべき損害賠償額について、八条二項の規定、これは選定事業者に対し、融資に係る事項についての報告を求めることができる旨の規定ですが、この規定を活用して、「事前に把握することが考えられる。」という（注）を追加させていただいたところでございます。

非常に駆け足の説明で恐縮ですが、資料 1 の修正事項、資料 1 と資料 2、更に資料全体について、とりあえず以上のとおり説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮本部会長 どうも御説明ありがとうございました。

標準契約 1（案）という形で前年の総合部会で議論し、委員会の方にも報告したことでございまして、半分ぐらいの今日御出席の方は、その経緯も御同席いただいておりますが、今回初めてこういう形でご覧になる方もいらっしゃるかも分かりませんので、そういう経緯で進んできたということを御理解いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今回の修正点を中心にだと思っておりますけれども、御意見だとか、御質問だとか、いただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。A 先生、お願いします。

○A 専門委員 最後の点で、36 ページの金融費用のところですが、注書きで事前

通知を受けて知ることができるということなのですが、それを受けて、通知を受けていないと金融費用は損害に含まれない、つまり、予見できていないから含まれないという逆の読み方をするとということなんでしょうか。それとも、当然金融費用は含まれるという理解が前提で通知をするということだけをここに書いてあるんでしょうか。

○事務局 （注）はあくまで（注）ですので、本文の方では、これは第三者と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定である場合、これは、ここから融資した金融機関等を除くということで、第三者からは抜けておりますけれども、この部分については、把握して当然払うだろうということを前提にしているということでございます。

○A専門委員 「金融機関を除く」になっているので。

○事務局 金融機関を入れてしまうと、これは通常だと、現に生じた損害というところとバッティングが生じてきますので、金融費用だと、まだ現に生じていないと。将来的に発生する損害ではないかということで、ここからは抜くという整理をさせていただいているところでございます。

○A専門委員 そうすると、この中では、締結した契約により支払うべき損害には入らないけれども、その下の方の、又は賠償する増加費用又は損害の額の方に入るということですか。済みません。どこで読むことになりますか。金融費用。

○事務局 金融費用については、この条文では直接規定していないということになると存じます。

○A専門委員 だから、普通の損害賠償の方で読むということですか。

○事務局 二十二条五項から五十二条九項までの各項目の損害として読むということでございます。

○A専門委員 それはどこに説明は注書きであるんでしょうか。というのは、ここだけにこう書いてあると、反対解釈されそうな心配があります。

○事務局 そこは紛れのないように工夫をさせていただければと思います。

○A専門委員 よろしく願います。

○宮本部会長 そこは、注記という形で書いて。

○事務局 注の書き方を工夫させていただこうと考えております。

○宮本部会長 誤解のないようによろしく願いたいと思います。

よろしいでしょうか、今の件は。

ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。では、B委員、願います。

○B専門委員 恐らくこの標準契約書を一番使うであろう行政の立場から、発注者の立場から意見を。

まず、この標準契約書を見て、従来の発注方法とPFIの発注方法の契約書はどこが違うのかという観点で見てみたんですけれども、大きく3つあると考えています。

一点目は、従来であれば、契約期間は工事期間だけ、若しくは維持管理は単年度と短期

なので、契約期間中の変更は少ないのに対し、PFIは長期契約になりますので、将来的に変更協議がたくさん起きやすいという特徴があります。変更が発生することを念頭に折り込んでいかなければいけない。

そういう視点で標準契約書の方を見ますと、手続については、設計の段階、工事の段階、維持管理の段階は全て網羅されていますので、そこはいいと思うんですけども、1点気になるのが、実際に変更するとき、一番もめるのは金銭面です。従来であれば仕様発注のため内訳書は予め存在しますし、積算基準に基づいた積算なので変更協議は比較的やりやすいと言えます。ところがPFIの場合はアウトプット発注なので、もともと曖昧な部分がありますし、積算基準をどう適用していいか分からないというのが実情だと思いますので、変更協議のベースとなる内訳書をきっちり作っておくことが重要になります。

関連する条項は、第三条第二項に、事業内訳書と記載していますので、ここの注意書きに書き加えていただければ、行政の担当者は内訳書の重要性に気が付くのではないかなというのが1点目でございます。

2点目は、これまた従来発注との違いで言いますと、工事のときに事故が起きたときの対応ですけども、例えば、従来発注で工事をしていて、クレーン車が倒れてしまいました。最近もどこかの病院でクレーン車が倒れる事故がありました。従来であれば、もし私が現場の監督責任者であれば、私の過失が問われます。ゼネコンが工事をしていても、それは監督者である行政の責任だと間接的に問われてしまう。PFIの場合は、工事の発注者はSPCに変わりますので、事故が起きたときの責任の所在というのがちょっと違って来るのではないかなと思うんですね。そのような事故時の対応の違いが標準契約書を見て読み取れるかなと思って見たんですけども、なかなか分からない。私としても、今までの従来方式とPFIの責任の問われ方は一緒なのかを事務局の方に後で教えていただければと思っています。

3点目は、施設の瑕疵担保、これは第三十五条に規定されています。標準契約書案は、公共工事標準請負約款をベースに作られています。公共工事標準請負契約は、もともと役所の発注というものは、検査の人が充実していること、零細企業に過度な責任を負わせること、時間が経過すると瑕疵の責任が作った人の責任なのか、それとも使っている人の責任なのか不明確になってくるから、できるだけ瑕疵担保の期間は短くしようということをベースに作られているはずなんです。この約款の解説書にも書いていますし、国土交通省のホームページの中にあります「瑕疵保証のあり方に関する研究会報告書」にも瑕疵担保期間を意図的に短くしているということが明記されています。

ただ、PFIの場合は、瑕疵担保期間を今までの公共工事と同じ期間のままにしているのかというところは、ちょっと私、疑問であるというのと、あと、瑕疵担保期間、仮に延ばしたとしてもマックス10年ですよ。一般的なPFI事業というのは15年とか20年なので、瑕疵担保期間を長くしたら解決するかというと、そういうわけでもないわけですね。どうすればいいかというと、維持管理の中で何かあったときには、修繕義務をSPC

は負うと書き込めば、これで一つ解決すると思うんですけども、そういうことを瑕疵担保期間のところの注意書きとして、ちゃんと維持管理の要求水準書のところに修繕義務を明記しなさいということを書けば、発注者としても分りやすいと思いますので、そこも工夫していただければ思っております。

○宮本部会長 3点、今、御意見をいただいております。順番にお願いしたいと思っております。

○事務局 1点目については、三条の二項につきまして、記述を追加すべきという点については、そういう方向で修正をさせていただきたいと存じます。

2点目の工事の事故が起きたときの責任の所在ということになりますと、これ、あくまでPFI事業契約で基本として考えたのは、PFIの管理者と選定事業者の契約でございます。したがって、管理者と選定事業者との契約であるということが、そのこと自体が外の第三者に対する責任のあり方に直接影響を及ぼすものではないということで、ここはそこについて直接規定をしないような方向で若干整理をする。条文については多少の工夫とさせていただいておりますが、そういうふうな整理をとりあえずはさせていただいているというところでございます。

3点目の施設の瑕疵担保につきましては、ここは実はいろいろ御議論があるところでもありますので、この場のほかの御意見も伺った上で、必要とあれば修正させていただければと存じます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

第1点の変更用の内訳書の準備については、注意書きを加えていただくという形よろしいでしょうか。

2点目は、第三者に対してということは、直接はここでは書き込まないということなんですが、それについてはどうでございましょうかね。この契約の範囲を超えるというか、範囲の中ではないというような判断ではございますが。何かBさん、御意見あれば。

○B専門委員 従来の工事であれば、役所の人間がいろいろと工事をいろいろチェックして、工程表も見て、安全計画も見てという形になるんですけども、PFIの場合は全てSPCにお任せなので、仮に事故が起きた時の責任は役所にあるでしょうと言われても困ってしまうので、そこはクリアにすべきではという意見です。

○宮本部会長 A先生、お願いします。

○A専門委員 二十八条に第三者に及ぼした損害というのが出てありますね。これで責任の所在に応じて、どっちが責任をとるかというのは書いてあると思うんですけど、今、Bさんの御質問は、管理者としての責任はどうなるのかということですよ。発注者としての責任というんですか。

○B専門委員 管理者というより監督責任というところで考えています。

○A専門委員 ですから、例えば、事業者が悪くて責任を起こしたんですけども、監督責任はやっぱり問われるのか。損害はSPCが払うんですけども、監督責任だけは公共の方

へ来てしまうのではないかという御懸念ですか。

○B 専門委員 そうです。

○宮本部会長 じゃ、C 先生、お願いします。

○C 専門委員 P F I の施設整備において、例えば配筋が足りなかったというようなときに、そもそもどっちが責任を取るのだという事ですね。それは、B さんのおっしゃっているとおりだと、全部事業者をお願いしているから事業者さんで完全に責任をとってくださいますよという事になりますでしょうか。ただ、私は、裁判所がどういうふうに判断するかというと、契約には公共が立会しても事業者の責任は軽減しないと書いてあるんだけど、実際上、何度も現場を見ているのに、公共の方が、それについて発見することが結構容易であったのに見過ごしてしまったという場合には責任を問われることもありうると思います。B さんのおっしゃっているポイントの監督責任というのが、違法性に対することなのか、あとは損害の負担の問題なのかということについては、御趣旨がはっきり分かっていなかったんですけれども。

○宮本部会長 御説明をお願いします。

○B 専門委員 ここは、今の二十八条以外にも、工事の検査を確認と言ったり、検査と言ったり、行政がどういう立場で検査に絡んでいくかというあいまいなところとも関連していて、そのあいまいなところをクリアにしたいなど。それが工事が起きたときに関係してくるので、問題提起という形で指摘させていただいたんですけれども。

○宮本部会長 C 先生。

○C 専門委員 通常 P F I 契約には、公共の確認という行為がありますよね。設計図書の確認とか、履行引渡しの確認等です。ほとんどの P F I 契約では確認を求めて確認を得るんですけども、確認立ち会いしたことをもって公共は責任を持ちませんというふうに書いてありますよね。それで十分なのかというご指摘だと思うんですけれども。

○宮本部会長 お願いします。

○事務局 今、どんな条文で整理させていただいているかだけ、簡単に付け加えさせていただきますと、まず、9 ページをご覧くださいと、9 ページのところでは P F I 施設の設計という条文がございます。十六条でございます。十六条の九項では、「第二項から前項までに規定する手続は、選定事業者の施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない」という表現で、これは結局、管理者の責任については述べていないという状況でございます。実は同じような、二十八条も、二十八条の、例えば (A) も (B) も論理構成上は同じなんですけれども、(A) のところを見ていただきますと、16 ページの二十八条の第一項を見ていただきますと、ただし書ですが、「その損害賠償額のうち管理者等の責に帰すべき事由により生じたものについては、管理者等が負担する」ということで、ここは、責任がどちらにあるということではなく、あくまで損害負担はどうだということ整理をさせていただいております。第三者、まさに被害を受けた第三者との関係で責任が有る無しまで、P F I 事業契約で果たして規定し尽くせるのかどうかという点も、多少

議論があり、かつ、それはPFI事業契約の立て方とか別のところで決定される問題かという認識もありまして、二十八条とか十六条の今の標準契約ではそこは踏み込んでいないと。両者の管理者と選定事業者の責任分担としてとらえて条文を構成させていただいているという状況でございます。

○宮本部会長 D先生、お願いします。

○D委員 法律の専門家ではないんですが、普通に建設業の請負契約を読み替えばいいんじゃないんですか。いわゆる請負における責任は、請け負った方に帰するわけです。ただ、管理者などが建設行為に瑕疵があることを知りながら、それを告げなかったときにはその責を免れないという事も、C先生が指摘された条文としてあります。PFI法の中で特別に規定しなくても、いわゆる一般の建設業法とかの方で規定されているものを準用すれば、問題はないと思いますが。

○宮本部会長 いかがでしょうか。私、その解釈、分からないんですが。

○事務局 恐らく、法律構成でいきますと、当然今御指摘の標準契約書とかそちらの方も参考になりますし、それから、国家賠償法とか、そちらの賠償関係の法律で恐らく規定されることになるかと存じますので、多少問題が異なる部分がありますことから、直ちにここで標準契約1の中に盛り込むのは若干フェーズが違う問題ですので、多少難しい点もあるかなと、そういうことを補足させていただきます。

○宮本部会長 今回、このバージョンではちょっとフェーズが違うという解釈で、今後必要があれば、また検討があるかも分かりませんがという取扱いでよろしいでしょうか。

もう一点、瑕疵担保でございますが、これについてはいかがでございましょうか。Eさん、お願いします。

○E専門委員 私も、そんなに法律というか、細かい内容はよく分からないんですが、瑕疵担保の期間を限定するというのは、基本的には瑕疵の対応と、実際には施設が完成したら、どんどん使用しますから、それに対しての使用上の、例えば傷をつけてしまったとか、そういうような不具合が使用者の責任によって生じるケース、それから、時間の経過に伴って、建物や設備が放っておいても、あるいは使用することによって当然のことながら、劣化する。そういったものとのバランスだろうと思うんですね。ですから、時間をやたら長くすると、基本的には、もともとの欠陥なのか、そうじゃなくて、使用上発生した、あるいは劣化によって発生した不具合なのか、責任がそもそも証明することすら難しくなるということで公平の観点からこういう期限設定をされているんだろうと思います。

瑕疵の対応というのは、大きく分けると、言葉は正確かどうか分からないんですが、明認の瑕疵と隠れたる瑕疵というのとの2つだろうと思います。明認の瑕疵というのは、だれが見てもすぐ分かる。だから、それを指摘しないで長く時間をおいておく方がおかしいのであって、そういうものに対しては、通常、例えば2年なら2年の範囲で指摘した上で補修してくださいよと。それから、隠れたる瑕疵というのは、検査体制がどうであろうか、あるいは公共工事であろうか、そうでなかろうか、なかなか普通、使用者にとっては分か

らないもので、特にそういうもので内容が故意とか重過失のものについては、2年だとか短い期間ではなくて、長い期間にわたって責任を負わせようというのがもともとの趣旨だろうと思います。ですから、そういう趣旨であれば、明認の瑕疵については、PFIだからといって、それを大幅に長くする根拠というのではないのではないかなと私は思っています。そうだとすると、先ほどの議論と同じように、通常の公共工事の瑕疵の扱いに準ずることで問題はないのかなと思います。

私の方で逆にコメントさせていただきたいのは、今回の（注3）のところに、21ページですね。例えば、2と記入し、例えば10と記入するといっても、どうしていきなり例えがきたのか、これだけ読むと非常に分かりませんので、そうではなくて、公共工事標準約款ではこういう取扱いがあって、それに準じて2と10というのがオーソドックスな取扱いですよと書いていただいた方がいいのかなと思います。

○宮本部会長 どうもありがとうございます。

御意見、ほかにございませんでしょうか。お願いいたします。F先生。

○F委員 こういう契約条項は私は全く弱いんですが、まず、冒頭に御説明があった……。

○宮本部会長 済みません。今の瑕疵担保の件で。

○F委員 ごめんなさい。

○宮本部会長 お願いします。D先生。

○D委員 素人でまた発言するのは気がひけますが、普通、住宅の瑕疵担保の10年というのは、住宅の保証制度があって、そこを業者が利用することで成立しています。何かあれば保証会社から支払われるというのが裏にあって、10年に延びているんじゃないかと思えます。PFIについてもそういう保証制度というものはあるのでしょうか。

○E専門委員 ありません。

○D委員 申し上げたいのは、そういう保証制度があって10年と書かれるのであれば、民間の事業者も対応できると思うんですが、そういう保証制度もなく、ただPFIというだけで10年になると、今度は民間が対応できるかという問題が生じると思えます。

○宮本部会長 10年とか15年とかという期間は、要求水準を満たさなきゃだめなんですよ。

○E専門委員 業務要求水準で、あるいは入札の条件で、瑕疵担保についてはこういうふうになると。通常のPFIの入札では、条件になっております。入札という手続にのっついていきますから、事業契約のひな型が付いていまして、基本的には、クリティカルなところではそれをいじってはいけないというのが原則です。それが入札の基本原則というふうになっています。ですから、2年、10年という規定になれば、そのとおりに選定された事業者は、契約を履行するように求められるし、契約にサインすることになると思えます。そういう意味では変えられない部分だと思います。

○D委員 通常は何年なんですか。

○E専門委員 通常は、民間は連合約款で同様の規定がありますし、先ほど来からお話し

しているように、公共工事の標準約款では2年、10年というふうになっております。

○宮本部長 さっきBさんが言われたのは、それじゃなくて、維持管理の方でという話がされたんじゃないかなと思ったんですが。

○B専門委員 私の説明が回りくどかったんですけれども、瑕疵担保期間を長くすることで、例えば15年の事業期間だったら15年にすることで解決しようということではなくて、そうではなくて、維持管理の要求水準書の方に、仮に施設の方の不具合とかいろいろあったとしても、施設の要求水準書の方でちゃんと補修義務をSPCが負うんだということを明記しないと、リスク移転というのはちゃんと担保されないかもしれないので、注意書きか何かを入れていただければいいんじゃないかということをお指摘したつもりでした。

○宮本部長 A委員、お願いします。

○A専門委員 それは、瑕疵担保が期間を限定している趣旨を裏側からなくしてしまうことになるので、正しくないんじゃないかなと思うんですけれども。つまり、長い時間がたってしまえば、どっちが責任があるか分からないから、ある程度の期間をもって責任はなくしようというのが瑕疵担保の趣旨ですので、その10年が過ぎたにもかかわらず、瑕疵があったのは維持管理の方で事業者が費用を負担してくださいということにしちゃうと、結局瑕疵担保の修補責任をずっと事業期間中事業者を負わせるということになるので、瑕疵担保時間を区切って責任を振り分けましょうという趣旨に反してしまうと思うんですけれども。

○B専門委員 PFIというのは、設計、建設、維持管理、これを同じ主体が管理することによって、こういった修補の義務とかもリスクを移転でき、その分、役所は得しますよと、そういうことを私、説明しながらPFIを進めてきているんですけれども、まさに移転した修補リスクを契約書に落とし込むべきですよと、ということを私は今話しているわけです。もし違うのであれば、私の理解が間違っていたということになってしまうんですけれども。

○宮本部長 C先生。

○C専門委員 瑕疵担保の問題と要求水準未達の問題ですけれども、瑕疵担保で例えば2年なり10年なりというので区切った、期間を限ったというのは、当然事実認定が難しくなるから、いつまでも引き渡したあとの人たちに責任を問わせることは有効ではないからという趣旨だと思うんです。基本的には瑕疵担保責任というのは無過失責任ですよ。では、要求水準としてここが水漏れしてきたといったところで、それを例えば10年からあとに直してくださいということ自体は別にいいわけですよ。瑕疵担保責任を裏側からというわけではなくて、その要求水準を当然達成してくださいという事です。要求水準未達の効果は達成しなかったら何かというと減額だというようなことがあります。ただ、モニタリングにも書いてありますように、その場合には事業者が帰責性というのを求めていると思うんですね。ですから、常に議論はあるんですけれども、そこは瑕疵担保とどれぐ

らいオーバーラップするか、ちゃんとした状態で 10 年から以降も維持管理していなさいという事であり、それは瑕疵担保責任としては追求できないけれども、要求水準は達成しろという要求はしていいわけです。ただし、事業者は、我々は帰責性がないんだということ言えば、多分減額は免れるわけです。これに対して、瑕疵担保自体は自分の責任がある云々ということは全然関係ないわけですよ、無過失責任ですから。

Bさんがおっしゃっているのは、どういうふうに書きたいかという問題なのかなという気がします。2年なり 10年なり経過した後も、瑕疵担保期間が終わった後について、どういうふうに契約を作りこみたいかということで、要求水準未達というものは、ちゃんとその中で満たしてくださいということであれば、それはいいと思うんですよ。

○宮本部長 お願いします。

○E専門委員 今、御議論が挙がっているのは、いろんな観点なり項目が入っちゃってまして、なかなかパッと明確に切り分けるのが難しいお話だろうと思います。もともと PFI というのは、ご承知のように性能発注を原則として、それに対して施設整備の部分については民間事業者が設計と建設と維持管理をパッケージで請け負うというのが基本形ですね。ですから、性能発注のところ、例えば建物が絶対水漏れしないことというふうに書いたとします。そうすると、そういう性能を要求しているんだから、一滴でも漏れたらこれは違反だよということであろうかと思いますが、今の技術水準から言うと、多分そういうことはあり得ない。ですから、そういう意味では制度設計の問題になるんですが、まず、性能発注からスタートする場合には、要求する性能が実現可能であるとか、現実的であるとか、あるいは通常のお金の中で達成できるとか、いろんな制約の中でしか存在し得ないことではないのかと思います。

それから、維持管理の部分というの、これも制度設計の問題で、じゃ、そこに何を含めるかという問題じゃないかと思うんですよ。私は、先ほど言ったように、建物は使っていくうちに劣化しますことが当然です。ただ、劣化をすることに対して、じゃ、修繕だとか大規模更新を見てくださいよというふうに制度設計すれば、それは当然民間で引き受けられます。というのは、例えばサッシのシールが劣化するのは、大体経験上どのぐらいと分かっていますから、それは通常の劣化であればこのぐらい見えています。ただし、施工方法が悪かったり、ほかの理由で、要は民間事業者が悪いことによってその頻度が上がって、結局コストが高くなったとしても、それは我々民間の責任ですから、当初お約束した費用の中で、持ち出しであってもそういうことは引き受けすることができると思います。

そういうことと、逆に、例えば完成してある時点で、白い壁にすごい落書きがしてあったと。これは消してもらわなければいけない、塗り直してもらわなければいかんと。あるいは、ある日行ってみるとガラスが壊されていた、割れていたと。それは明らかに事業者が勝手に故意にやったとか、事業者の責任ではないと。あるいは何か設計上の瑕疵もなくってそうなったと。そうすると、逆に言うと、そういうものまで全部民間が負担しろと言われると、引き受けられない。ということは、制度上も多分成り立たない事業になってしまう

うんじゃないかなと思います。

ですから、官の発注の制度設計の段階で、どこまで民間に請け負わせるんだと。それに対して、合理的な範囲であれば、別に瑕疵担保とは言わずに、更新であるとか修繕とかいう名目で引き受けることはできると思います。

○宮本部会長　お願いします。

○事務局　今、いろいろ御議論賜った点、実は3カ所に分けて書かれておりまして、1つ目が、20ページの三十五条の瑕疵担保でございます。瑕疵担保については、先ほど先生方から御指摘のあったとおり、無過失の責任でもあり、（注3）で追加させていただきましたが、公共工事の約款の方でも、特段の理由がなく、実は同じような原則としてということで、同じような表現にしていますので、ここだけ公共工事の約款を引くのは、若干ほかとのバランスが崩れるかなと存じます。

あと2カ所の点は、第三者の責に帰すべき事由によるPFIの損害については、23ページの第四十二条のところで記述させていただいております。これは一定の手続があった場合は100分の1負担ということで、第三者の責に帰すべき事由は整理させていただいているという状況で、あと、34ページのところで、六十二条の二項というところで、完工後の解除、更に、これは契約期間終了時の解除も共通ですけれども、六十二条の二項と六十三条の二項というところで記述をさせていただいております。修補については、特に二項の一号で、不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で業務要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものについては、管理者の負担とし、それ以外のものは三号で選定事業者の負担というふうに規定しております。確かにB委員が御指摘のように、ここで業務要求水準書に定める維持管理の方法というのが非常に重要な事項になってきますので、それを事業に応じてきちんと規定するよという事は重要な事項として記述する必要もあろうかと感じているところでございます。

以上でございます。

○宮本部会長　ありがとうございます。

瑕疵担保というのは、だから、建物を引渡しちゃって、違う人が使っていて、後でということなんでしょう。違うんですか。ここで言っていることは、PFIだから、建物をつくって、建物のサービスを15年だとか何かを提供しますよということですよ。だから、ちょっと違うんじゃないでしょうかというのがBさんからの指摘かなと思ったんですよ。ですから、今、事務局から言われたように、そちらの方で注記をどこかでうまく付けていただいて、瑕疵担保とは別な形で整理していただく方がいいのかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、F委員、お願いいたします。

○F委員　契約条項は私、全くだめなんです、2点御質問させていただきます。冒頭に

御説明のありました「必要があると認めるとき」と「必要があると認められるとき」、なるほどそうかと思ったんですが、それで、検索か何かをかけて、それぞれの整合性とか検討されたのでしょうか。

○事務局 公共工事の約款に合わせるようにさせていただきました。

○F委員 例えば、たまたま目についたのでいくと、37 ページの六十八条の第三項では、これは主語は「管理者等又は選定事業者は」となっているんですが、その3行目で、「必要があると認められるとき」で、両方イコールフットィングの場合もあえて「必要があると認められるとき」とする必要があるのだろうか。

それから、先ほど冒頭に御説明いただいた7ページの、さっきは十二条の二項だったんですが、その次の十三条は「請求することができる」という文言で多少違うので、ここは「必要があると認めるときは」。何か分かったような、分からないようなところがあるんですが、分かったことにしてもいいんですが。

○事務局 確かに今御指摘いただいたとおり、ちょっと六十八条の三項は不整合かもしれませんが、想定をきちっと考えて修正させていただきたいと存じます。

○F委員 もう一点は、似たようなことなんですが、例えば、36 ページの六十五条、先ほども御説明のあった条項ですが、この一番最後の方に、「当該第三者に現に生じた損害であって、通常妥当と認められるものの額」、それから、ほかの箇所でも、「通常妥当と認められる」という表現が、例えば24 ページの四十二条の第五項ですね。「当該費用のうち通常妥当と認められる費用に係る額」、それから、その次の25 ページの四十五条の二項でも「当該増加費用の額のうち通常妥当と認められるものについて」とあって、「通常妥当と認められるもの」というのが、費用とか損害とか、性質についての通常妥当という意味なのか、それとは別に、金額的な通常妥当と認められるという趣旨のものか、あるいはそれぞれの箇所によって違っているのか、その辺、読んでいて迷ったところがあるものですから、教えていただければ。

○事務局 厚い資料ですが、資料4をご覧くださいと存じます。資料4の26ページでございます。26ページで、「通常妥当」を何箇所か使わせていただいているわけですが、公共工事の約款の場合には解説書も付いていまして、27ページの方ですけれども、通常妥当ということで、工事材料については中等の品質という意味で使われているというところがございます。

それから、次のページを見ていただきますと、28ページで、土地収用法の方で用例がございまして、土地収用法の用例では、想定に当たっては、主観的事情を斟酌すべきではなく、社会通念に応じて一般人がとる最も合理的な行動を予想して、客観的に想定されるというようなことでして、こういうふうな用例を踏まえまして、中間程度というようなことで書かせていただいている状況でございます。

○F委員 私の質問は、例えば、費用の種類を吟味して、それが通常妥当と認める費用かというようなニュアンスで使う場合と、その費用は費用として認めた上で、その額が通常

妥当と認められるかという審査といいますか、それをすると、多分2つのレベルがあり得ると思ったんですが、それがどちらかに統一する必要があるのか、あるいはそれをむしろ不明確にしておくところに妙味を見るのか、その辺を伺いたかった。

○宮本部長 いかがでしょうか。

○事務局 確かに御指摘いただいたように、26 ページで見ても、恐らく額以外のもの、三十条と四十一条の場合には品質を示し、四十二条と四十五条の場合には額だという、この2つになってくるということで、この2つは若干違った性質のものを確かに規定しているということになるかと存じます。前者の方は品質ということで、恐らくまさに公共工事等にならってということであるかと存じますけれども、もしここがもう少し書く必要があるとすれば、通常妥当と認められる方法であるとか、そういう点、精査して、用例も調べて考えてみたいと思います。

○宮本部長 ありがとうございます。

先ほど御指摘の2点、御点検の上、修正していただければと思います。ありがとうございます。

そのほか。C委員、お願いします。

○C専門委員 今の2点目と若干関連するんですけども、六十五条の通常妥当と認められるものの額というのは、本条では品質は関係ないので、普通に読んでしまうと、いわゆる相当因果関係かなと考えてしまいます。伝統的な通常の損害プラス特別な損害みたいに読んでしまうので、今の通常妥当というのが品質の場合にも使われてしまうというのだと、若干違和感がある気がします。例えば、金融費用とか損害とかの場合です。金融費用とかであれば、例えば契約について解約なりをしたときの通常一般と認められるような合理的な範囲、もしここでも特別損害のようなものを考えるのであれば、当事者が知っていた事情に基づき、これは予想できる損害も入るという感じで、相当因果関係という形、通常の損害論の話のように解釈しがちです。

○事務局 いろいろ探して工夫をしてみたいと思います。申し訳ありません。

○宮本部長 一般にどういうふうになるのか、私、分かりませんので、そこは詰めていただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

お願いします。

○G専門委員 四十五条の法令変更等に関わる増加費用のところなんですけど、ここに注書きの方に、選定事業に直接関係する法令を特定するものとするというふうに書かれていて、これは過去の実際の事例でも直接関係する法令とは一体なんぞやという話が幾つか議論になったと思うんですが、これ、今までの議論で直接関係する法令というのはどれぐらいの議論がなされたのか、まず教えていただけませんか。

○事務局 席上に配付しているファイルの方で、去年まとめていただいた「諸問題に関する基本的考え方」というのが2つ目に付いているかと存じます。ここで39 ページ以降で法令変更のところがございますので、そこで議論されたところでは、例えば39 ページの2

の問題状況のところにございますが、本事業に直接影響を与える法令の変更、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で、事業者の費用に影響があるものということで、例えば病院の施設の場合には医療関係の法令とか、そういうふうなものを特定するというのは、従来そういうふうな議論だったと認識しております。

○G 専門委員 それで、そういうふうに直接関係する法令というふうにある程度明確にしておかないと後で議論になるだろうという話はあるんですが、私はこの法令変更に関する増加費用というのは、もともとリスク分担をどちらがすべきであるかという視点でも選定事業に直接関係する法令というのをある程度柔軟に、伸縮自在じゃないんですけども、ケース・バイ・ケースでやった方がいいんじゃないのかなと思います。そうでないと、民間側に過度なリスクを負担する場合というケースが存在すると。ここに例示する法令以外はすべて民間業者に増加費用に関しては負担いただくと読めるんですが、それはいかがでしょうか。

○事務局 確かに四十五条に書いてあるのはそういうことをございます。

○G 専門委員 そこに関しては、もう少し直接関係する法令を明示する際に、恐らく注書きになるかと思うんですが、民間に過度なリスク分担を課するような場合は、少し考慮しなければいけないとか、そういうふうな注書きを書いていただけると助かります。

それと、あと、5に法令変更等による増加費用で資本的支出に関わるものというふうに、今回、建物の契約なので、恐らく建物の増改築に関するものだと限定されているかと思うんですが、法令変更による増加費用というのは、資本的支出以外でもかなりいろいろな場面でも発生いたします。その辺も御考慮いただければなと思います。

○宮本部長 いかがでしょうか。

○事務局 御指摘の問題、多分ソフトの変更、給与法なんかの改訂があったときに、ソフトを大幅に見直す必要があるとか、そういうふうな問題状況だということによろしいわけでしょうか。

○G 専門委員 弊社に関わるものはそうなんですが、例えばほかの人だけ出しているような仕事、ソフトウェアだけじゃないような仕事で、例えば安全対策を今までの5倍ぐらいの手間をかけてやらなければいけないというふうになると、人件費がかなり上がってきますので、そういうのは資本的支出に関わらないけれども、民間側の非常にコスト負担になるということです。

○事務局 今の御意見の御趣旨を踏まえて、注は工夫してみたいと思います。

○宮本部長 では、よろしく申し上げます。

それ以外に御意見、御質問等、いかがでしょうか。E 委員、お願いします。

○E 専門委員 資料1の8ページの(注4)で、今回若干修正されたところで、これはこれで文意は分かるんですが、確認です。1行目の後ろの方からなんですが、「管理者等が定めた対応では選定事業の実施が困難となる等と選定事業者が判断する場合には」とあり

ますけれども、これは、選定事業者が判断するというものですから、実施が困難という意味も、物理的に、あるいは技術的に困難ということではなくて、実施に対する対価との兼ね合いといいますか、バランスで、例えば持ち出しになって継続的に実施になるのが困難であると。そういう状況も踏まえた上で、そういう状況であるということ判断すれば、選定事業者が訴えといいますか、紛争解決の手續に行けるという理解でよろしいですよ。

○事務局 ここはもともと選定事業者に不服があると書いていた部分で、不服があるというのがちょっと表現としていかがかなという御指摘もあったので、そこを多少解説的に書いたもので、これによって選定事業者の方々が紛争解決手續に移行すべきケースを限定するような意図は全く含んでいない、そういうものでございます。

○E 専門委員 趣旨は理解していただいていると思うんですが、ほとんどの争いというのは、金額が折り合わないというところなんですね。だから、実施は物理的には十分可能なんですけれども、現実的には実施が困難という場合があります。

それから、済みません、もう一つ。これは、総論の話なんですけど、資料2で主な修正事項を9点出していただいていると思うんですが、先ほど冒頭に御説明あったように、パブリックオピニオンで何百という意見が出ていますよね。それから、説明会でも相当なものが出ているんですが、要は、そういうものもいろいろ大小あったけれども、今回、そういうものを踏まえた上で修正するに足るものとしては、この9点であるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 非常に重なったものも多くございますが、修正する必要があると事務局で判断させていただいたのはここに掲げた事項でございます。

○宮本部会長 今の2点、よろしいでしょうか。

C 委員、お願いします。

○C 専門委員 1点、先ほどの法令変更のところでも補足させていただきます。四十五条の五項の法令変更等による増加費用で、資本的支出に関わるものについてですが、これはキャペックス、まさに構造物で建設、要は建築基準法が変わったときにこの問題が大きくクローズアップされて、さすがにこれを民間に負担させるのは無理だろうということこういう話になっているという背景が一つあったと思います。法令変更等によって民間が増加費用するもので、そこにある程度価値判断、例えば建築基準法の場合には大幅な変更であり、別に当該特定事業に関係するものだけであったわけではないんですけども、さすがにこれは不合理だろうというインパクトがあるものを民間事業者には負担させないというアイデアなので、おっしゃっていた趣旨は、多分、特定の法令変更ではないんですけども、非常に大幅な変更であって、民間が費用負担を吸収できないようなものだと、資本的支出と同様の考え方で、民間事業者には負担させるのは不合理であるという御趣旨かなとお聞きしたんですが、吸収できるものもあると思うので、そのところが書き方は難しいとは思いますが、ただ、それを書いてしまうと、いろんところでこれはどうなの？ という議論が多分出てくるかなというので、その点が悩みどころだということはあると思うんで

すが、そのところをどういうふうを書くかというところを少しまた考えていただいと
いうことになるかと思ひます。お願ひします。

○宮本部会長 じゃ、今のC委員の御意見も参考にお考えいただければと思ひます。

H委員、お願ひします。

○H専門委員 法令変更の扱いについては、先ほどのファイルにある基本的考え方
のときにも随分議論があつたかと思ひますけれども、いろんな議論の中で、法令変更によつて
価格改定する範囲を幅広くとるべきという意見と、つまり、法令変更というのは民間事業
者にとってはいかんともしがたい事態なので、なるべく価格改定をしてあげようという考
え方と、一方で、法令変更についても民間企業のいろんな創意工夫によつてそのインパ
クトをやわらげることもできるわけで、なるべく民間事業者の創意工夫を活かす形で、価格
改定のインパクト、価格改定をしなくて済むような方向に誘導すべきだという両論があつ
て、それでどちらのスタンスに立つかによつて大分この書き方は変わってくるのかなと考
えます。

その2つのどちらの立場に立つかというのは、いろいろと綱引きがあつたんじゃないか
なと推測するんですけれども、今この標準約款の中では、あえて言うと、どちらかの立場
に立つて書こうとされているのか、それとも、その部分も含めて事業を実施する側にゆだ
ねていくような状況なのか、そのあたり、非常に難しいと思ひますけれども、今、何か
方針があればと思ひます。それによつて書き方が大分違ってくるかなと思つたものですか
ら。

○事務局 四十五条の現在のものは、疑義をできるだけ少なくするように明確にしよう
という考えで書かせていただいております。四十五条の一項の二号を見ていただきますと、
まず、柱書きで敷地、構造、設備に関する法令、これはいわゆる建築基準関係規定という
ものでして、建築基準法を初めとする建築基準法施行令に掲げてある法律でございます。
これが建築物と敷地、構造、設備に関するというハードの基準ですので、ソフトは入らな
いと。いわゆるビル管法のようなものは入りませんので、そこで建築物の維持管理に關
する法令変更を含むということを含弧にした上で、ただし、例えば環境関係の法令であれば、
建築物の維持、敷地、構造、建築設備に関する法律、あるいは建築物の維持管理に含
まれませんので、そういうものは法令変更による増加費用で資本的支出に係ると、こ
ういうところで個別に列記していこうということで、二号と五号を今書かせていただ
いているという状況でございます。

先ほど、G委員御指摘のように、その他にまさにこれは民間事業者としてリスク負
担をすべきでなく、管理者が負担を負うというものは、そこが明確になるような形
で恐らく規定することが必要であらうと考えられますので、その部分は四十五条の注
書きにその旨をきちんと整理させていただくことに、今のところ、一応そんな考
えでございます。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。

これは、限定的な事業でございますから、それに対してはこういう形の書き方という形

だと思えます。

I 委員、お願いします。

○I 専門委員 四十五条一項は、結構重要で、事業内容に応じて相当変わってくると思えます。本件で検討している「箱物」の場合はある程度定型化できると思えますが、今後「運営型」等について検討してくると、検討法令が多岐に渡り、非常に重要な項目になると思えます。実際に P F I をやられている方からも同様の意見が多く、是非その旨の反映することを要望いたします。

○宮本部長 そういう趣旨が反映できるような形で最終的な取りまとめをお願いしたいと思えます。

それ以外。J 委員、お願いします。

○J 委員 約款に入る前の「主な想定」というのがめくって2ページ目のところにあるんですけども、2点ありまして、1つは、6番目にB T O方式をイメージしているということなんですが、B O Tに関しては、該当する条文の（注）に書いて言及してあって、もしこれでもう余すところなくB O Tも解説してあるのであれば、B O Tに関しては注書きを参照すると書いてもらおうと、B O Tについても全部カバーしているということが分かるし、もしカバーし切れていないのであれば、それはカバーし切れていないということをどこかに書かないと、使えるのか、使えないのかよく分からないというのが1点。

それから、もう一つが、8番目が、中規模の事業が対象で、小規模は簡略化できますということなんですけれども、この数十億円の数もすごく気になるんですけれども、30～40億円というのが中規模だと言われると、小規模というのはなくなっちゃうので、恐らく小規模なんだろうと思うんですね。そうすると、そういう場合に、そういう例は多々あるんですが、簡略化できるというのはどこですかというのが非常に重要で、P F I法の規定からして、絶対に簡略化してはいけないこともありますよね。したがって、委ねられないと思うので、ここは簡略化できますよとかいうことが必要じゃないかなと。もしそれを入れないと、結局簡略化しないで全部作ることになってしまうので、推進をしようという趣旨にちょっと反するなと思いました。

○宮本部長 2点御指摘ございましたが、いかがでしょうか。

○事務局 B O Tはカバーしきれておらず、B T Oを念頭においてざっと書いていきました。ただ、B O Tという方式もガイドライン等でも取り上げられていますので、そこでB O Tについて注を付記するということではございますが、ただ、そこは完全でないと言え、恐らく完全でないというふうには思いますので、その趣旨が明確になるように、6は追記させていただこうと存じます。

それから、8番は一般論でして、一般的にというところではあるんですけども、重要な手続であれば、例えばP F I施設の設計などを行う場合に、ここでは、十六条のところの基本設計と実施設計について確認をするというような手続がございますけれども、恐らくそれは、簡単な施設であれば、基本設計の一発で終わるということにもなるかと思

ます。必要であれば、そこらあたりの注意書きも個々の想定のところ追加させていただきます。検討も検討したいと存じます。

○宮本部会長 どうですか。

○J委員 1点目は、もしBOTは含まないんだということであれば、標準契約1の括弧の下のところBOTを書かないと、ちょっと不親切だなと。更に、2とか3は何なんだというのがすごく気になるんですよね。初めて議論に参加するので、2とか3を想定しないと1はないわけだから、1、2、3、4、5というふうに作っていく予定です、の1ですよというふうに言ってもらわないと、何なんだろうかと、普通そう思うと思いますけれどもね。だから、そういうのを全体の図を出してほしいなということ。それはしていただければいいと思います。

それから、簡略のところは、今まさにおっしゃった、例えば設計は簡易なものは基本設計と実施設計を一体的に行うことができるなど、みたいな例示を3つぐらいここに入れておいてもらおうと、それと同じぐらいの大きさのものはいいだろうなという類推はできると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 まず、PFI標準契約1と入れさせていただいたのは、従来の議論では、公用施設整備型・サービス購入型版ということで、ここを強調するという意味でございます。すなわち、括弧、長いもので、単にPFI標準契約ということだけですと、まさに括弧も抜いたままで標準契約、標準契約ということが一人歩きしますと、これはあくまで公用施設整備型・サービス購入型版だというその制限ということを標題に明確に位置付けようという御議論をいただきまして、その上でPFI標準契約1ということに現時点では整理されているということですが、2や3が何なのかというのは、現時点では総合部会の場で合意はいただけていないという状況かと存じます。

2番目の例示3つぐらいは考えて工夫してみます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

1を付けてはいかがでしょうかと私が言い出したのですが、というのは、事務局がおっしゃったとおり、標準契約だけで走り出して、PFIはすべてこれで大丈夫ですよという形に誤解されては困るなということで、パブコメからもそういう御意見が出ていますので、1という形で表の題目、標題で識別を何か付けなきゃいかんということでございます。ですから、この後、またこの委員会の中でどういう議論になっていくのかということかと思っております。

D委員、お願いします。

○D委員 ついでに、同じページですが、2番目の施設整備の内容による分類が、新築、増改築と修繕ですが、用途変更というのも考えていただけるとありがたいと思います。

○事務局 恐らく用途変更の場合には、今後の重要な課題になると思います。これ自体は、新規で建設というのを念頭において設計、建設と書いていますので、恐らく用途変更の場合には、大幅に建て方が変わってくるかと思っております。ただ、用途変更が重要な類型だ

というのは御指摘のとおりですので、そこらあたりが分かるように工夫してみたいと思います。

○宮本部会長 このバージョンの場合、それこそ前の瑕疵担保だとか、担保は付いていないですかね。瑕疵がどこにあるかだとか、もっと大きな問題が出てくるのじゃないかと思えます。今回、わりと限定的なところで、まずは1番を出したということで御理解いただければと思いますけれども。

そのほか御指摘の点ございますでしょうか。Kさん、お願いします。

○K出席者 6ページなのですが、6ページ、第八条の第二項ですけれども、この条文は、選定事業者が担保権を設定する場合、管理者等は報告を求めることができるというものなのですが、これは通常のPFIの契約書、世の中のをしてみると、承諾になっているかと思うんですね。担保権を設定する場合には管理者等の承諾が必要というふうになっているかと思うのですが、契約の一方の当事者である管理者が知らないままに担保権が設定されて、報告だけということになりますと、管理者は困ったことになろうかと思うのですが、この辺のお考えはどんなものなんでしょうか。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○事務局 担保に供すること自体の管理者の承諾については、一応七条の一項の一号の方で規定させていただいているつもりではありまして、それ以外の場合が八条の二項というとりあえずの理解をさせていただいております。

○K出席者 分かりました。

○宮本部会長 よろしいですか。

○K出席者 結構です。

○宮本部会長 お願いします。

○L委員 八条が出たので、素人なので分からないので教えていただきたいんですが、（注1）のところで「補助金、地方債、税制等についても考慮し」というのは、八条の具体的にどこにかかってくるんでしょうか。

○事務局 あいまいな面もある（注）ですけれども、補助金とか地方債とかはかなり個別事業について違ってまいりますので、標準的な形を示すことは非常に困難かと思えますが、八条の一項で、資金調達を行うことに対して、多分付加して補助金をいつ、あるいは地方債がどうだとか、それは個別の事業に応じて規定していただくということになろうかと存じます。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。F先生、お願いします。

○F委員 まさに標準契約がどういう役割を担うかということに関係する質問なんですが、表紙をめくった留意事項の⑦なんですが、「この標準契約（案）については、幅広く意見を求めた上で、更に検討が必要である。」と。個々のPFI事業の契約との関係では、まさにスタンダードであることは、ですから、これと異なるものがあり得ることはそのとお

りなんです、まず、⑦の趣旨は、個別の管理者等がPFI事業でやろうとするときには、この標準契約（案）にとらわれることなく、幅広く意見を求めて検討しなさい、そういう趣旨を込めているんですか。それとも、我々に対する、この部分の意味の質問です。

○事務局 済みません。ここは、御相談しなければならない部分ですけれども、もともと留意事項の⑦があるのは、11月の段階では、とりあえず決まってパブコメを行う前でしたので、そこでそういう手続がありますよということを明確にするためにはこの7番ということでございます。もし、かなりの合意をいただくということであれば、この7番はあるいは不要になるということになろうかと存じます。

○F委員 それで、2番目に、まさにこの標準契約の位置付けになるんですけれども、先ほど来議論がいろいろ出ているように、個別のPFI事業の性質に応じて、契約内容、さっきの法令の変更のところもそうですけれども、慎重に検討しなければならないことがありますよね。それで、そういうときには、要するに、一方的に管理者等がこういう契約でやるぞと示して、それで選定事業者の方は応じていかなければならないというやり方を想定しているのか、いや、これこれを、例えば病院事業なら病院事業をPFI事業でやるというときには、一応こういう契約条項でやるつもりだけれども、手を挙げようとする方は、どういう契約条項がいいか意見を寄せてくださいというふうに事前に公表して、そこでももう一回練り直すという意味を込めようとするのか、かなり大きなことです。今までの公共工事は、一般的には、一方的に発注者の側が用意していて、あとは判子を押すだけということが多分多かったんじゃないかと思うんですが、その辺、これはどういうスタンスで臨もうとしているのかというのを確認させていただきたいと思います。

○事務局 まず、PFI事業は、ここの留意事項にありますように、個々の事情に適合した契約を作成することが必要ですし、また、多種多様なスキームでございます。そういう意味で、現在、非常に定型性の強い施設は別にして、ある程度大規模で影響のあるもの、従来ないようなもの、そういうものについては、契約条項についても案で示した上で民間事業者の方々の御意見を踏まえて、更に契約案を修正するという、そういう手続をとっていただいているものと理解をしております。当然、標準契約であるからといって、そのままということにはならないわけですし、同じように、個々のケースで何が最もふさわしいかということ十分に御議論いただくことは当然必要であろうと考えております。

○F委員 そうだとすると、⑦は、先ほどこの推進委員会のことだったんですが、これをもし標準契約としてひな型として示すのであれば、⑦のところはそういう趣旨のことをきちんと明記することの方が意味があるんじゃないかと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

その趣旨を入れていただくということをお願いします。

○事務局 それは工夫をさせていただきます。

○宮本部会長 普通の事業ではそういう形もとられているかと思うので、改めてここでその指摘が要るのかなと思います。ありがとうございます。

それから、標準契約（案）じゃなくて、標準契約1については、これもある意味ではバージョン1かなと思うのですけれどもね。ですから、今回はこれを出しますけれども、それこそ英国の場合もバージョン4かな、まで上がってきているわけですから、今後とも必要に応じてとかいう記述があってもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 追加いたします。

○宮本部会長 あと、もう一つは、標準契約1は、あくまでもこの事業に限定されて作成されたものであるのです、その他の事業に関しては、ほかの考慮が要るだとか、そういうことも対象事業じゃないものは含んでいないと。ある意味では、含んでいないというのは表現が悪いのですけれども、それをカバーするものではないということをごここに。

○事務局 そこは今の留意事項の2である程度、不十分かもしれないけれども、追加とか、適切に考えてみたいと思います。

○宮本部会長 I ページからII ページで1が抜けておまして、よく見たら。一枚めくっての網かけが入っているところも標題のところも1が抜けているので、そこだけ留意していただいて、あくまでもこれはこの対象事業だけだよということは随所で分かるような形にさせていただければ大変ありがたいかと思えます。

それ以外、いかがでしょうか。D委員、お願いします。

○D委員 基本的なことを教えていただきたいんですが、PFIでこういった新設のものをつくるときには、一応事業者が選定された後で、いろいろ話し合っているうちに、すごくいいアイデアが浮かぶこともあろうかと存じます。こういうふうにした方がもっと公共性が高まるよね、役割が高まるよねみたいなことが浮かんだときに、この契約は対応できるのでしょうか。それから、PFIでいろんな事業を継続していくときに、社会の変化というのは結構早かったりして、初期に自分たちが思っていたよりも、社会の方が変わっちゃって、もっと違うふうに使った方がいいよねというときに、この標準契約約款というのは有効に使うことができるのでしょうか。

○宮本部会長 お願いいたします。

○事務局 まず、事情の変化という、非常に重たい課題として、恐らく標準約款以外にいろいろ御議論賜らなければならない部分、多いと思いますけれども、基本的に契約は、事業者選定があってからこれでということになってまいりますので、入札行為を行いますので、恐らく入札をやった事業者選定をするまでの段階で事前にいろいろなアイデアを出して、その段階での変更は、当然、十分行うべきですし、そういうことで基本方針の変更等も必要に応じてやっていただくということでは、一たん決まると、入札をやったところから、入札条件と大幅に異なるような条件変更というのはかなり困難な面が出てきようかと存じます。

○D委員 結局、入札のときに対話型で競争入札した後の約款というふうに読めばいいんですね。

○事務局 そういことです。

○D委員 分かりました。事業を始めてから後の社会情勢の変化についてはどうなんでしょう。

○事務局 それについては、もともと決まった上で、まさに金融とか、いろんな関係者の方、民間事業者の方が合意をいただいていますので、基本的には、決めたものを決めたとおりに契約に基づいてやっていくというのが大原則になってこようかと思います。ただ、そういう中でもどうしても必要という場合には、業務要求水準書の変更とか、そういうことで対応する余地は残させていただいているところですけども、恐らく、民間事業者の方が入って長期で契約ということになりますと、まさに基本線としては、決めたことで安心して事業をやっていただくと。ただ、その間で変化等が非常に必要な場合には、例えば、サービス対価の変更ですとか、業務内容ですとか、そういうものについては、見直し規定を個別に入れていくという構成にさせていただいているところがございます。

○宮本部長 よろしいでしょうか。

A委員、お願いします。

○A専門委員 今の点は、五十三条にサービス対価の変更というのが技術の進歩についてあるんですけども、ここも「請求することができる」というのは、請求して協議するという意味ですよ。一方的に金額を減額するという趣旨ではないわけですよ。

○事務局 五十三条から五十四条の一項にすぐに行くようになっていますので、協議です。

○宮本部長 ありがとうございます。

あくまでも競争性を阻害しない範囲でなかったら変更できないですから、入札の後というのは、先ほどおっしゃった意味は、趣旨はよく理解できますが、難しいといえますか、無理だと思います。

そのほかいかがでございましょうか。M委員、お願いします。

○M委員 民間事業者の方の創意工夫を引き出すということは、すごくこの場合でも重要だと思うんですね。それで、十三条と十四条のところを見ると、十三条の方は、管理者が必要であると認めるときの変更ですね。その中に、（注3）のところで、「対等な立場で公平・透明に協議が行われること」というのが注として書かれているんですけども、それに対し十四条の方は、選定事業者が必要があると認めるときということだと思うんですね。そうすると、決められた要求水準というのを達成すればいいという職務といいますか、そういう責務を持っている選定事業者の方が、それを超えてといいますか、いろいろな提案をすることということで、提案をしていただくことが国民にとってはよりよいサービスを受けることからすると大事だと思うんですけども、規定の仕方が、選定事業者がこういう提案を積極的にしていくかどうかというような形の規定になっているかということ、例えば一項で選定事業者が提案をすると。二項のところで、管理者がそれに対する意見を通知するというような形で、なかなか対等でよりよいものに、当事者がよりよいものの作成に向けて向かっていくというようなことでは、何か足りないのではないかという印象を持つんですけども、その辺、何か工夫、つまり、選定事業者の創意工夫をもう少し引き出して

あげる。そして、管理者といろいろ議論をするというようなことのお機会というのをもしインセンティブというんでしょうか、やる気を引き出すようなところの何か工夫はないものかと思いました。

○宮本部会長 どうでしょうか。

○事務局 一応、インセンティブとして十分になっているかどうかというところはあるんですが、中身としては、例えば五十五条のところをご覧いただきますと、五十五条の二項あたりでは、サービス対価を減額するということがきた場合には、それについてサービスの向上を提案すること。ちょっとこれは大綱的な場合について申し上げるような格好になっておまして、そういうふうなことでありますとかいう部分を含めているというような状況ではございます。

○宮本部会長 先ほどD委員もおっしゃったことにも関連するかと思うのですが、それについては、お互いそういう提案ができて議論ができるということは含まれていると思います。その御趣旨はある程度入っているのかなと思いますが。もしうまく注記か何かでその趣旨がもう少し反映できることがあれば、御検討いただくということではいかがでしょうか。

○事務局 8ページの(注3)とかは、まさに十三条と十四条と共通の(注)ですので、そこらあたりが十三条、十四条はワンパッケージで共通ですということをごきちん分かるように整理の仕方を考えてみたいと思います。

○M委員 十四条の二項のところ「通知し」という書きぶりになっているので、そこがちょっとワンウェイな感じがする。協議を行わなければならないというのが書いてあるので、そこでツーウェイになるわけですけれども、通知の方が強調されるような書きぶりになっているような印象を受けたというような感じですか。

○事務局 通知と協議とがあくまでワンセットになっている。表現の問題ではあります、協議が重要だという点は全体で強調できるようにしたいと思います。

○宮本部会長 注意書きでお願いいたします。

そろそろ予定の時間でございますが。

○N専門委員 個別の話じゃないのですが、今日初めての出席です。PFIのプロジェクトの企業選定に2回参加したことがあります。そのときはこの標準契約はなかったと思いますが、当時どうやって選定基準を作っていたのか、これだけ細部にわたり網羅してあることをどのような形で取り込んで、あのときの選定をしたのかを今つらつら思い出していました。こういった標準契約を作るときには、いままでのPFI事業を検証し、こういうところが抜かっていたとか、こういうところをもうちょっと強調すべきだったとか、そういったことは当然ながら勘案しているのですか。

○事務局 紹介が遅れて恐縮ですが、厚い資料の方に今までいろいろなタイプの契約がありますので、そこで参考になりそうな最近の事例を10個ほど挙げさせていただいております。あと、全体の議論としましては、先ほど御紹介させていただきましたように、諸問題に関する基本的な考え方というそこから始まったんですけれども、それ以前に15年に

契約に関するガイドラインをこの委員会で相当もんで作っていただきまして、そのガイドラインを下敷きにして、この標準契約1の案を作らせていただいている、そんな状況でございます。

○N専門委員 私が関わった時期は、多分もう少し前だったと思いますが、その当時は何を基にしてやっていたのですか。

○宮本部長 時間の関係もありますので、それはまた後でお聞きいただければと思います。

予定の時間がきておりますので、特に論点の中で御指摘の点がございませんでしたら、今日の議論でしたら、このあたりで取りまとめを考えたいと思います。本日御議論いただきましたPFI標準契約1でございますが、公用施設整備型・サービス購入型の案につきましては、今日の御意見でしたら、本日の議論の御趣旨を反映しながら、事務局で修正していただきまして、私の方でもう一回取りまとめを一任させていただければ、大変ありがたいかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○E専門委員 通読させていただいて、もしどうしてもというところも出る可能性もありますので、そういうところは、例えばメールなんかで大至急送らせていただきたいと思えます。それをどう処理していただくかはお任せいたしますので、そういうちょっとした時間の猶予をいただければと思います。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、修正案を事務局から皆さんの方にメール添付でお送りしていただきますので、それに対してまた御意見をいただくということでお願いします。もしそれで取りまとめができるようでしたら、できれば、この案を案が取れるような形で3月30日の予定のPFI推進委員会において、総合部会の取りまとめ結果として標題からも案を取るという方向で私の方から報告させていただきたいと思いますが、それはよろしいでしょうか。ですから、3月30日ですので、ちょっと時間がございまして、それまでにもう一回見ていただいて御意見をいただき、それを反映させていただくという形でございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、本日は以上で閉会したいと思います。どうもありがとうございました。